

## 【 検査 】

### 288 A群β溶連菌迅速試験定性の算定について

《令和6年9月30日》

#### ○ 取扱い

溶連菌感染症に対するD012「19」A群β溶連菌迅速試験定性の算定は、原則として、1エピソード（1発症）につき1回まで認められる。

なお、溶連菌感染症の治癒判定目的での当該検査の算定は、原則として認められない。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

A群β溶連菌迅速試験定性は、上気道炎（扁桃炎、咽頭炎）や皮膚疾患（伝染性膿痂疹、丹毒等）の原因菌となるA群連鎖球菌を迅速に診断するための検査である。

本傷病名における本検査の感度は高く、繰り返し実施する意義は低いと考えられる。

また、本検査は、溶連菌感染症の診断を目的とする検査であり、保険診療上、治癒判定目的での算定は適切ではない。

以上のことから、溶連菌感染症に対するD012「19」A群β溶連菌迅速試験定性の算定は、原則として、1エピソード（1発症）につき1回まで認められると判断した。また、治癒判定目的での算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 検査 】

### 289 疑い傷病名に対する細菌薬剤感受性検査の算定について

《令和6年9月30日》

#### ○ 取扱い

疑い傷病名に対するD019細菌薬剤感受性検査「1」1菌種、「2」2菌種又は「3」3菌種以上の算定は、原則として認められない。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

細菌薬剤感受性検査は、起因菌が分離同定された時点で、感染症治療に対する適切な抗菌薬の選択や投与量の決定、有効性を判断する目的で実施する検査である。

疑い傷病名の場合は、起因菌が特定されていないことから、菌が検出できていないと判断され、本検査の対象とはならない。

以上のことから、疑い傷病名に対するD019細菌薬剤感受性検査「1」1菌種、「2」2菌種又は「3」3菌種以上の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 投薬 】

298 5-HT<sub>3</sub>受容体拮抗型制吐剤等の屯服薬としての算定について

《令和6年9月30日》

## ○ 取扱い

- ① 5-HT<sub>3</sub>受容体拮抗型制吐剤（ナゼア錠等）の屯服薬としての算定は、原則として認められる。
- ② 次の薬剤の屯服薬としての算定は、原則として認められない。
  - (1) 経口抗菌薬
  - (2) 選択的直接作用型第X a 因子阻害剤（イグザレルト錠等）
  - (3) 神経障害性疼痛又は線維筋痛症に対する疼痛治療剤（リリカカプセル錠等）

## ○ 取扱いを作成した根拠等

屯服薬は、1日2回程度を限度として臨時的に投与するものと定義されている（昭和24年10月26日 保険発310）。

①5-HT<sub>3</sub>受容体拮抗型制吐剤（ナゼア錠等）は、抗がん剤投与の1時間前に投与することで悪心・嘔吐の発症抑制に有用であることが示されている。

以上のことから、5-HT<sub>3</sub>受容体拮抗型制吐剤（ナゼア錠等）の屯服としての算定は原則として認められると判断した。

一方、②経口抗菌薬は細菌感染症の治療、選択的直接作用型第X a 因子阻害剤（イグザレルト錠等）は虚血性疾患、血管塞栓症・血栓症の発症抑制であり、神経障害性疼痛または線維筋痛症に対する疼痛治療剤（リリカカプセル等）は慢性疾患の疼痛に対する治療薬である。これらの薬剤は薬効が一定期間安定して持続することが求められる薬剤である。したがって、屯服薬で服用する薬剤ではない。

以上のことから、経口抗菌薬、選択的直接作用型第X a 因子阻害剤（イグザレルト錠等）、神経障害性疼痛又は線維筋痛症に対する疼痛治療剤（リリカカプセル等）の屯服としての算定は原則として認められないと判断した。

【 投薬 】

301 慢性疼痛等に対するデュロキセチン塩酸塩の算定について

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するデュロキセチン塩酸塩（サインバルタカプセル等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性疼痛
- (2) 癌性疼痛

○ 取扱いを作成した根拠等

デュロキセチン塩酸塩（サインバルタカプセル等）の添付文書の効能・効果は「うつ病・うつ状態」、「下記疾患に伴う疼痛」であり、下記疾患として「糖尿病性神経障害、線維筋痛症、慢性腰痛症、変形性関節症」と示されている。

以上のことから、慢性疼痛、癌性疼痛に対するデュロキセチン塩酸塩（サインバルタカプセル等）の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 投薬 】

### 303 小児のめまい症等に対するドンペリドン坐剤【10、30mg】の算定について

《令和6年9月30日》

#### ○ 取扱い

小児における次の傷病名に対するドンペリドン坐剤【10、30mg】（ナウゼリン坐剤10、30等）の算定は、原則として認められない。

- (1) めまい症
- (2) 蕁麻疹
- (3) 痔核

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

ナウゼリン坐剤10、30の添付文書の効能・効果は、「小児：下記疾患および薬剤投与時の消化器症状（悪心、嘔吐、食欲不振、腹部膨満、腹痛）（下記は、・周期性嘔吐症、乳幼児下痢症、上気道感染症、・抗悪性腫瘍剤投与時）」であり、上記(1)から(3)の傷病名に対する投与は、適応外である。

以上のことから、小児における上記(1)から(3)の傷病名に対するドンペリドン坐剤【10、30mg】（ナウゼリン坐剤10、30等）の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 投薬 】

### 304 成人の下痢症等に対するドンペリドン坐剤【60mg】等の算定について

《令和6年9月30日》

#### ○ 取扱い

- ① 成人における次の傷病名に対するドンペリドン坐剤【60mg】（ナウゼリン坐剤 60 等）の算定は、原則として認められない。
  - (1) 下痢症
  - (2) 蕁麻疹
  - (3) 痔核
  - (4) 感冒、急性咽頭炎
  - (5) めまい症
- ② 成人における次の傷病名に対するドンペリドン坐剤【10、30mg】（ナウゼリン坐剤 10、30 等）の算定は、原則として認められない。
  - (1) 蕁麻疹
  - (2) 痔核
  - (3) 感冒、急性咽頭炎

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

ナウゼリン坐剤 60 の添付文書の効能・効果は、「成人：下記疾患および薬剤投与時の消化器症状（悪心、嘔吐、食欲不振、腹部膨満、上腹部不快感、胸やけ）（下記は、・胃・十二指腸手術後、・抗悪性腫瘍剤投与時）」、ナウゼリン坐剤 10、30 の効能・効果は、「小児：下記疾患および薬剤投与時の消化器症状（悪心、嘔吐、食欲不振、腹部膨満、腹痛）（下記は、・周期性嘔吐症、乳幼児下痢症、上気道感染症、・抗悪性腫瘍剤投与時）」であり、上記①②の傷病名に対する投与は、いずれも適応外である。

以上のことから、成人における上記①②の傷病名に対するドンペリドン坐剤（ナウゼリン坐剤等）の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 投薬 】

## 305 吸入ステロイド剤等の算定がないサルメテロールキシナホ酸塩の算定について

《令和6年9月30日》

## ○ 取扱い

気管支喘息に対する吸入ステロイド剤等の算定がないサルメテロールキシナホ酸塩（セレベント 50 ディスカス）の算定は、原則として認められない。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

サルメテロールキシナホ酸塩（セレベント 50 ディスカス）については、添付文書の効能又は効果に関連する注意に「気管支喘息治療の基本は、吸入ステロイド剤等の抗炎症剤の使用であり、吸入ステロイド剤等により症状の改善が得られない場合、あるいは患者の重症度から吸入ステロイド剤等との併用による治療が適切と判断された場合にのみ、本剤と吸入ステロイド剤等を併用して使用すること。」と示されている。また、重要な基本的注意に「本剤は吸入ステロイド剤等の抗炎症剤の代替薬ではないため、患者が本剤の使用により症状改善を感じた場合であっても、医師の指示なく吸入ステロイド剤等を減量又は中止し、本剤を単独で用いることのないよう、患者に注意を与えること。」と示されている。

以上のことから、気管支喘息に対する吸入ステロイド剤等の算定がない当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 手術 】

### 3 1 2 麻酔薬の算定がない小児創傷処理（6歳未満）等の算定について

《令和6年9月30日》

#### ○ 取扱い

麻酔薬の算定がない次の手術の算定は、原則として認められる。

- (1) K000-2 小児創傷処理（6歳未満）「5」筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）
- (2) K001 皮膚切開術「1」長径10センチメートル未満

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

K000-2 小児創傷処理（6歳未満）「5」筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）については、ステープラーと医療上同等の創傷処理を行った場合も算定可とされており（留意事項通知および同事務連絡）、局所麻酔は不要である。

また、K001 皮膚切開術「1」長径10センチメートル未満については、手術範囲が小範囲であることから、麻酔が不要な場合や少量の局所麻酔薬を使用したとしても低薬価のため算定されない場合もある。

以上のことから、麻酔薬の算定がないK000-2 小児創傷処理（6歳未満）「5」筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）、K001 皮膚切開術「1」長径10センチメートル未満の算定は原則として認められると判断した。